

4 費用の負担

基金の業務に要する費用は、各地方公共団体からの負担金によって賄われています。

この負担金は、地方公共団体ごとに一般職員、教育職員、警察職員、消防職員、清掃職員等の職員の区分ごとの給与の総額（退職手当及び児童手当を除く。）に、補償に関する費用その他の事情を考慮した一定率を乗じて算出することになっています。

なお、負担金は、毎年度当初に概算負担金として基金へ納付し、翌年度の9月末までに確定負担金を算出し、精算しています。負担金の納入については、そのつど支部から通知をしますので、それによって納入事務を進めてください。

職員の範囲及び負担金率

職員の範囲・ 負担金率 職員の区分	職 員 の 範 囲	給与総額に 乗ずる割合
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げるもの	$\frac{0.71}{1,000}$
義務教育学校職員 以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員	$\frac{0.91}{1,000}$
警 察 職 員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）	$\frac{2.58}{1,000}$
消 防 職 員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員	$\frac{1.56}{1,000}$
電気・ガス・水道 事 業 職 員	電気・ガス・水道事業、工業用水道事業及び下水道事業等に従事する職員	$\frac{1.16}{1,000}$
運 輸 事 業 職 員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員	$\frac{1.14}{1,000}$
清 掃 事 業 職 員	清掃事業に従事する職員	$\frac{3.37}{1,000}$
船 員	船員法第1条に規定する船員である職員	$\frac{4.87}{1,000}$
そ の 他 の 職 員	上記に掲げる職員以外のすべての職員	$\frac{0.89}{1,000}$

（平成18年度～）